

標題

環境負荷低減に資する船舶に対する「環境証書」発行について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0735
発行日 2008 年 6 月 6 日

各位

現在、環境問題への対応は全産業界で世界的に取り組まれており、海運業界もその例外ではありません。

企業の社会的責任(CSR)の高まりもあり、海洋汚染防止、大気汚染防止、生態系破壊防止や地球温暖化防止など、様々な分野において、国際条約の遵守は当然のことながら、それ以上の環境技術への取り組みがなされています。

弊会では、環境問題に対する海運業界の取り組みを評価する一つの手段として、国際条約が存在しない、或いは義務化されていない環境技術を導入した船舶を評価する基準を設け、それに適合する船舶に対し環境証書(Certificate of Environmental Awareness)を発行することとしました。

適合要件としては、当該証書発行のための最低要件、および、更なる環境技術が採られた船舶の付加価値を表現するための、追加特性から構成されます。

当該サービスは、船社殿／船舶管理会社殿の申し込みにより個船ベースの審査(書類及び船上審査)を行います。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 情報センター テクニカルサービス部
住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5(郵便番号 267-0056)
Tel.: 043-294-6131
Fax: 043-294-7212
E-mail: mid@classnk.or.jp

添付: 環境証書発行手順

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0735

環境証書発行手順

1 一般

- 1. 環境負荷低減に資する船舶（いわゆる“環境にやさしい船舶”）に対して「環境証書(Certificate of Environmental Awareness)」を発行する。
- 2. 「環境証書(Certificate of Environmental Awareness)」の発行には条約要件を含めて、船舶の環境に配慮する設備、システムを考慮する。

2 適用と要件

- 1. 環境保護対策を講じている船舶に対し、環境証書を発行するための要求事項をガイドライン（添付 1）に記載する。
- 2. 要求事項は、大気汚染防止関係、海洋汚染防止関係及び海洋生態系破壊防止関係に区分され、環境証書発行に関する最低要件及び追加特性への要件から成る。
- 3. 環境証書発行には、最低要件への適合が条件となり、追加特性の各項目は申請者の選択とする。
環境証書適用分類は、ガイドライン表 1 による。
同表1の左欄に最低要件、右欄に追加特性を示す。
- 4. 環境証書は、最低要件に適合した船舶に対し発行する。
- 5. 上記-4 に加え、追加特性の要件に適合した場合は、“Additional Character”として適合した項目を証書に明記する。
- 6. 証書のサンプルは添付 2 を参照。

3 審査の種類

- 1. 初回審査： 環境証書を最初に発行するための審査。
- 2. 中間審査： 船舶の中間検査の際実施される審査。
- 3. 更新審査： 船舶の定期検査の際実施される審査。
- 4. 臨時審査： 環境証書の要求項目に関する船舶の設備或いはシステムに変更がある場合実施される審査。

4 審査申請

- 1 申請書と-2 項に示す書類を添え、(財)日本海事協会テクニカルサービス部に提出する。
- 2 審査に必要な提出書類
 - a) 申請書(添付 3)
 - b) 証書(適合証書含む)、手順書及び関連資料
提出されるべき書類は、ガイドライン表1に記載する適用分類に従い、ガイドライン表 3 による。
書類の提出は原則初回検査時とする。
証書発行後、環境証書に関わる設備、保守手段等の大幅な改正があった場合には、その関連書類を提出する。
なお、提出される書類は、コピーによるものとする。

5 審査の実施

- 1 初回審査、中間審査及び更新審査時において、ガイドライン表 1 の適用分類に基づき、最低要件及び対象となる追加特性に対する要件(ガイドライン表 2 参照)への適合を、本会審査部門及び船上にて確認する。
- 2 臨時審査においては、変更に伴う関連資料の審査を本会審査部門にて審査し、必要と認められた場合は船上にて確認を行う。

添付

1. 環境証書ガイドライン
2. 環境証書(サンプル)
3. 申請書

添付 1 環境証書ガイドライン

Guideline for “Certificate of Environmental Awareness”
June 2008 (Version 0.0)

表1 環境証書適用分類

最低要件 条約要件ベース(未発効を含む)さらに付加的要件も含む					追加特性（取得対象は申請者による） 規則、条約要件以外で、環境に配慮された設備／技術			
区分 1	区分 2	項目	要件 (表 2)	提出物 (表 3)	区分 3	項目	要件 (表 2)	提出物 (表 3)
海洋汚染 防止	油汚染防 止	MARPOL ANNEX I への適合 及び付加的要件	1.1	1.1	BILGE CONTROL	統合ビルジシステム	2.1	2.1
						排出ビルジ 5ppm 以下		
						ビルジ水の全量陸揚げ		
					FO TANK PROTECTION	燃料油タンクの保護 船底・船側から離れた位置に設置	2.2	2.2
					STERN TUBE SEALING	船尾管エアシールの採用	2.3	2.3
	有害液体 物質汚染 防止	MARPOL ANNEX II への適合 及び付加的要件	1.2	1.2				
	污水排出 防止	MARPOL ANNEX IV への適合 及び付加的要件	1.3	1.3	GRAY WATER	污水处理装置	2.4	2.4
					N2 GENERATOR	タンカー等のイナートガスシステムに N2 発生装置を搭載	2.5	2.5
	廃物排出 防止	MARPOL ANNEX V への適合 及び付加的要件	1.4	1.4	GARBAGE	廃棄物の全量陸揚げ処理	2.6	NA

大気汚染 防止	大気汚染 防止	MARPOL ANNEX VI への適合 及び付加的要件	1.5	1.5	NOx	NOx 排出量の低減(80%以下)	2.7	2.7
					SOx	SOx 含有量の低減 (Marine Gas Oil: 0.2%以下) (Heavy Fuel Oil: 1.5%以下)	2.8	NA
					VOCs	揮発性有機化合物排出管理システ ムの装備	2.9	2.9
					SHORE POWER CONNECTION	高圧陸電受電設備	3.0	3.0
生態系破 壊防止	AFS	AFS 条約への適合	1.6	1.6	BIOCIDE FREE PAINT	バイオサイドフリーペイントの使用	3.1	3.1
	BWM	BWM 条約要件の一部適合	1.7	1.7	BALLST 処理装 置	バラスト水処理装置の搭載	3.2	3.2
SOLAS	SMC	条約要件への適合	1.8	1.8				

表 2 要件

最低要件

項目	内容
1.1	MARPOL ANNEX I 関連 MARPOL 条約付属書 I の証書或いは適合証書を維持していること。 また、以下の 1～18 項に適合すること。 (10～18 項はタンカーに適用)。
1	排出されるいかなる油性混合物はその油分濃度が確実に 15ppm を超えないよう、装置を通して処分されなければならない。15ppm を超えた場合は自動的に排出が停止される装置を備えること。
2	排出されたビルジは全て油記録簿に記録しなければならない。
3	漏油及び廃油を船上焼却処理するため、スラッジタンク以外に分離されたウエストオイルタンクを設置しなければならない。
4	Marine Gas Oil のみを燃料油として使用する船舶は、ウエストオイルタンクをスラッジタンク(海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 2 章 2.2.1-2 の規定により、ビルジ貯蔵タンクとすることが認められた船舶については、ビルジ貯蔵タンクとする。以下同じ。)と共通のものとすることができる。
5	スラッジタンク及びウエストオイルタンクの構造ならびに配管は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 2 章 2.2.2 の規定に従って、タンク内各部の掃除が支障なく行える位置に十分なマンホールあるいはアクセスホールを設け、かつ油性残留物の吸引、排出を容易にする適当な手段を設けなければならない。
6	燃料油管は、ビルジ貯蔵タンク及びスラッジタンクから排出される管を含む他の管とは、別個に配置されなければならない。 (鋼船規則 D 編 13.2.2-1(1))
7	海洋汚染防止のための構造及び設備規則第 3 編第 2 章 2.2.3 及び 2.3.4(4)の規定に従い、スラッジタンク及びビルジ貯蔵タンクには標準排出連結具が備え付けられたものでなければならない。
8	燃料油タンクには、高位液面装置またはオーバーフロー制御装置を備えなければならない。

項目	内容
9	油及び油性廃棄物の取扱作業に関する手順書を作成し、取扱作業は手順書に従って実施しなければならない。手順書には、少なくとも次の内容が記載されていなければならない。 ① 燃料油、潤滑油、貨物油の積込み、移動、排出又は処分。 ② スラッジタンク、ビルジ貯蔵タンク、廃油タンク及び機関室のビルジ水に含まれる油性混合物の排出又は処分。 ③ 甲板に漏出した油の回収のための手段。
	10 貨物油タンクには、高位液面装置またはオーバーフロー制御装置を備えなければならない。
	11 鋼船規則 R 編 4 章 4.5.1-6 の規定に従い、甲板に漏出した油が居住区域及び業務区域に流入することを防ぐための措置を取らなければならない。
	12 鋼船規則 D 編 14 章 14.2.2-6 の規定に従い、バラスト専用タンク用の海水吸引管及び排出管は、貨物タンクの海水吸引管及び排出管に連結してはならない。
	13 鋼船規則 D 編 14 章 14.2.2-4 の規定に従い、船外から海水を吸引するバラスト管が貨物油管に接続される場合には、海水吸入弁と貨物油管との間に止め弁を設けなければならない。
	14 貨物油タンクのマニホールド接続部には、十分な深さの金属製油受け皿を設けなければならない、かつ油受皿内のドレンは、ドレンタンクに導くか、又はこれに代わる廃油装置を設けなければならない。
	15 カーゴマニホールド端末は実行可能な限り OCIMF の勧告に従って設計されていること。
	16 承認された ODM マニュアル、SOPEP の所持。
	17 油に関する作業は、油記録簿に記載されていること。
1.2	18 ETAS 関連 当会の船舶緊急時対応サービス(ETAS)或いは別の船級協会の同等のスキームに加入していること。(条約で義務付けられる船舶)
	MARPOL ANNEX II 関連 該当する場合、MARPOL 条約付属書 II の証書或いは適合証書を維持していること。 以下 1～2 項に適合すること。
	1 承認された P&A マニュアル、SMPEP の所持。

項目	内容
	2 有害液体物質に関する作業は、貨物記録簿に記載されていること。
1.3	MARPOL ANNEX IV 関連 MARPOL 条約付属書 IV の証書或いは適合証書を維持していること。 以下 1～4 項に適合すること。 1 汚水処理については、海洋汚染防止のための構造及び設備規則第 7 編 第 2 章 2.2.1 に定める汚水による汚染防止のための設備を設置しなければならない。 2 汚水システムの消毒剤の投与場所は、容易にアクセスできるものであり、サンプル採取場所も容易にアクセス可能でなければならない。 3 汚水システムからの通気管は、他の換気システムとは独立していなければならない。 4 MARPOL 付属書 IV 第 11 規則に従った汚水処理排出を確保するため、汚水処理に関する手順書を定め、実行しなければならない。その手順書には、次の事項を含む。 ① 保守、修理、補修作業及び消毒剤の投与を行った場合は、その記録を作成し、保管しなければならない。 ② 汚水システムによる処理物質の制約事項。 ③ 貯蔵タンクから受入施設へ廃棄した日付、場所及び量。 ④ MARPOL 付属書 IV 第 9 規則 1.2 の規定により排出する装置(粉碎式処理装置)を搭載している場合は、排出場所及び船舶の運航速度の記録。
1.4	MARPOL ANNEX V 関連 MARPOL 条約付属書 V の証書或いは適合証書を維持していること。 以下 1～4 項に適合すること。 1 廃棄物の管理に関する手順書を作成し、効果的に実施しなければならない。MARPOL 条約付属書 V 第 9 規則(2)に規定に従い、この手順書には、廃物の収集、貯蔵、処理及び処分のための手順(船上設備の使用を含む)を規定するものとする。

項目	内容
	2 MARPOL 条約附属書 V 付録の様式の廃物記録簿を備えなければならない。廃物記録簿には、次の事項を記載しなければならない。 ①排出作業を完了した焼却は、廃物記録簿に記録し、焼却又は排出の日に担当職員が署名する。 ②焼却又は排出の記載には、期日と時刻、船舶の位置、廃物の説明及び焼却又は排出した見積量を含むものとする。 ③廃棄物の排出又は流出があった場合には、その状況及び理由。
	3 船舶に船上焼却炉を設置する場合には、当該船上焼却炉は、海洋汚染防止のための構造設備規則 8 編 2 章 2. 4-1(2), (a)～(d)に定める要件を満足しなければならない。 焼却炉は、主管庁及び主管庁の代行機関によって型式認定を受けたものでなければならない。
	4 船舶に船上焼却炉を設置する場合には、次の事項を記載した手順書を持ち、手順書に従って作業しなければならない。手順書は、次の内容が含まれていなければならない。 ① 海洋汚染防止のための構造設備規則 8 編 1 章 1.2.3 に定める物質の焼却を禁止すること。 ② 航行を予定している沿岸国の行政当局で焼却が禁止されている区域がある場合、その区域内での焼却禁止。 ③ 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2 章 2.4-2 に規定する船上焼却炉取扱説明書の手順に従って、焼却作業を行うこと。
1.5	MARPOL ANNEX VI 関連 MARPOL 条約付属書 VI の証書或いは適合証書を維持していること。 以下 1.5.1(NOx 関連)、1.5.2(SOx 関連)及び 1.5.3(オゾン層破壊物質防止関連)に適合すること。
1.5.1	1 NOx 関連 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2 章 2.1.1-2(1)に該当するものを除く出力 130Kw を超えるディーゼル機関に適用する。
	2 1 項に該当するディーゼル機関は、海洋汚染防止のための設備及び構造規則 8 編 2 章 2.1.2 の要件を満足しなければならない。また、その証明として、主管庁若しくは代行機関が発行した国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP)、又は適合証書を有していなければならない。
	3 1 項に該当するディーゼル機関には、海洋汚染防止のための設備及び構造規則 8 編 2 章 2.1.3 に定める要件を満足する原動機取扱引書及び機関パラメータ記録簿を備えなければならない。

項目	内容
	4 窒素酸化物低減装置を備える場合は、1～3 項に定めるほか、当該装置は、次の事項を満足しなければならない。 ①窒素酸化物低減装置に故障が発生した場合でも、機関が安全で継続的な作動が妨げられないこと。 ②製造業者からの指示事項がある場合、それに従って運転されること。 ③構造の完全性と大きな振動からの遮断を確保できるように設計され、製造され、取り付けられていること。 ④検査及び保守用の十分なハッチが組み込まれるように設計されていること。 ⑤作動状態を記録する機器が装備されており、運転及び管理レベルを記録し、保管されていること。
1.5.2	1 SOx 関連 船舶に使用される燃料油の硫黄含有率は、3.5%を超えるものでないこと。 2 硫黄酸化物排出規制海域を航行する船舶については、当該海域中の燃料の硫黄含有率が 1.5%を超えてはならない。或いは、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2 章 2.2-1 に定める船舶からの硫黄酸化物の総放出量が二酸化硫黄換算で 6.0g/kWh 以下となる装置又は方法であって、本会が適当と認めたものを搭載していること。 3 燃料を購入する手順について定めていること。 4 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1 章 1.2.2-2 に定める燃料油供給証明書を備え付けなければならない。燃料油供給証明書には、同規則 8 編 1 章 1.2.2-3 に定める試料を添付しなければならない。また、試料の採取方法及び保管方法は、同要領 8 編 1 章 1.2.2 の規定に従って行われなければならない。 保管期間は燃料供給証明書 3 年、試料については最低 1 年とする。
1.5.3	1 オゾン層破壊物質防止関連 2～7 項の規定は、調理室、食料品室、バーおよび船員用船室に使用されている家庭用の独立冷蔵庫を除く、船舶に装備されているすべての冷蔵設備、冷凍設備及び空調設備に適用する。 2 冷凍設備及び空調設備は、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を除くオゾン層破壊物質を冷媒として使用してはならない。また、2020 年 1 月 1 日以降は、HCFC を冷媒として使用してはならない。 3 異なる種類の冷媒を使用されている場合は、それらの冷媒が混じり合わないよう設計、製造されなければならない。

項目	内容
	4 冷媒設備には、漏洩を防止するため、冷媒が漏れる可能性のある場所及び冷媒を保守整備する場所等適切な場所に漏洩検知器を取り付けなければならない。検知器は、アンモニアを使用している冷媒については、冷蔵設備規則 4.6.1-1 の規定に従ったガス検知警報装置を設置しなければならない。
	5 冷蔵設備のコンプレッサーは、装置内に充てんされた冷媒を受液器に排出する構造でなければならない。
	6 冷媒の喪失、漏れ、排出及び処分を管理するために実施すべき手段を記載した手順書を作成し、実施しなければならない。本手順書には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。 ① 漏洩検知器により、漏洩が確認された場合における対処。 ② 保守、整備又は修理作業においては、冷媒が大気中に放出しないよう適切な遮断方法が採られること。 ③ 冷媒の回収作業時には、システムの冷媒を既存の受液器又は専用のシリンダに排出するための回収装置を取り付けなければならない。シリンダの本数は、遮断ポイント間ですべての冷媒を収容できる十分な本数でなければならない。
	7 冷媒の充填・処分及び冷蔵装置の修理・改造を行った際には、次の事項を記録した書類を保管しなければならない。 ① 各システムに追加した冷媒。 ② 是正措置を含め、冷媒の漏れ。 ③ 回収した冷媒および保管場所。 ④ 処分した冷媒。
	8 固定消火装置は、鋼船規則 R 編 10.4.1-3 の規定に従って、ハロン 1211, 1301, 2402 及び過フッ化炭化水素を使用する固定式消火装置は設けてはならない。
	9 8 項の規定は、持ち運び式消火器についても準用する。
1.6	1 AFS 関連 AFS 条約(未発効)へ適合し、本会又は他の認められた団体が発行する適合証書を保有していること。
1.7	1 BWM 関連 BWM 条約(未発効)で規定されるバラスト水管理計画書(BWMP)が、本会或いは他の認められた団体により承認されていること。
	2 バラスト水記録簿が本船上で維持、管理されていること。

項目		内容
1.8	1	SMC 関連 ISM コードに従った安全管理証書 (SMC) の維持。 (SMC 保持が義務付けされない船舶は除く)

Void

追加特性

項目	内容
2.1	1 海洋汚染 Bilge 関連 以下の 2～4 項のいずれかに適合すること。
	2 MEPC.1/Cir.511 で最終化された「REVISED GUIDELINES FOR SYSTEMS FOR HANDLING OILY WASTES IN MACHINERY SPACES OF SHIPS INCORPORATING GUIDANCE NOTES FOR AN INTEGRATED BILGE WATER TREATMENT SYSTEM (IBTS)」に該当する統合ビルジシステムを設置していること。
	3 排出されるビルジの油含有量が 5ppm 未満であることが実証されること。 試験基準は IMO Res. MEPC.107(49)を準用する。これによりがたい場合は本会が適当と認める方法とする。
	4 全てのビルジ水を陸揚げして処理すること。
2.2	1 海洋汚染 燃料油タンクの保護関連 燃料油タンク及び燃料油管は MARPOL 73/78 Annex I Reg.12A を満足すること。ただし燃料油タンクの保護距離については当該 Reg.12A 6～8 の規定により定まる保護距離 × 1.2 倍の距離を満足すること。
2.3	1 海洋汚染 船尾管エアシール関連 船尾管潤滑油を空気により海水に接触させないエアシール構造が採用されていること。
2.4	1 海洋汚染 Gray Water 関連 以下の 2 項又は 3 項のいずれかに適合すること。
	2 グレイウォーター（風呂、シャワーの排水）についても、海洋汚染防止のための構造及び設備規則第 7 編 2 章に定める污水浄化装置を使用して排出できること。
	3 グレイウォーターの水を再利用又はリサイクルする場合は、旗国又は寄港国の該当する陸上飲料水基準を満足することが実証されること。 水質の確認は、厚生労働省告示に定められる試験を基準とする。これによりがたい場合は本会が適当と認める方法とする。

項目		内容
2.5	1	海洋汚染 N2 Generator 関連 タンカー等の船舶に搭載されるイナートガスシステムに、N2 発生装置を用いること。ただし、当該発生装置のみによりタンク内全てのガスが置換されること。
2.6	1	海洋汚染 Garbage 関連 船上で発生する廃棄物をすべて陸揚げ処理し、その記録を廃物記録簿に行っていること。

項目	内容
2.7	1 大気汚染 NOx 関連 以下の 2～6 項による。 2 船舶に搭載された出力 130kW 以上の全てのディーゼル機関(ただし、非常用専用を除く)からの NOx 総排出値 NOx_{total}(式(1))が、当該船舶に対する NOx 排出規制値 NOx_{limit}(式(2))の 80%を超えないこと。 $NOx_{total} = \sum_{i=1}^N (NOx_{Cert,i} \cdot P_i) \quad (g/h) \quad (1)$ $NOx_{limit} = \sum_{i=1}^N (NOx_{IMO,i} \cdot P_i) \quad (g/h) \quad (2)$ ここで、 N：船舶に搭載された出力 130kW 以上の全てのディーゼル機関(ただし、非常用専用を除く)の台数 Pi：各ディーゼル機関の定格出力 (kW) NOxCert,I： 承認された各ディーゼル機関からの重み付け NOx 排出値 (g/kWh) NOxIMO,I： 各ディーゼル機関に対する NOx 排出規制値(MARPOL ANNEX VI 第 13 規則(3)(a)による)(g/kWh) 3 個々の機関が、NOx テクニカルコードに規定される原動機ファミリー又は原動機グループである場合には、排出値はその親機関の排出値とすることができる。

項目	内容
	4 3項によらず、実船にて計測する場合は、測定方法は海洋汚染防止のための設備及び構造規則 8 編 2 章 2.1.2(2)に定める船上簡易計測法及び船上モニタリング法による。
	5 2項への適合が維持されていることの確認を、維持検査及び更新検査時に、承認されたテクニカルファイルに記載の船上 NO _x 確認方法により実施されなければならない。
	6 窒素酸化物低減装置を備える場合は、当該ガイドライン 1.5.1.4 項を満足しなければならない。
2.8	1 大気汚染 SO_x 関連 以下の 2～4 項による。
	2 全ての軽油の硫黄含有率は 0.2%未満であること、又、重油の硫黄含有率は 1.5%未満であること。
	3 燃料油供給証明書及び試料は当該ガイドライン 1.5.2.3 の要件に従うこと。
	4 Marine Gas Oil と Heavy Fuel Oil を切替えて使用する場合は、切替を行った日時及び場所の記録を保持すること。
2.9	1 大気汚染 VOCs 関連 原油、石油製品または引火点が 60℃未満の化学薬品を運送する船舶にあって、以下の 2 若しくは 3 項のうちいずれかに適合すること。いずれにおいても 4 項を満足すること。
	2 IMO Circular 585 または USCG 46CFR39 に適合する揮発性有機化合物排出制御装置を備え、本会或いは認められた団体により承認、認定されていること。
	3 貨物タンク内で発生する揮発性有機化合物の蒸気を船内で再液化することにより、船外に蒸気を放出しない構造であること。
	4 2 項或いは 3 項の設備に対する操作手引書を備えること。
3.0	1 大気汚染 高圧陸電受電設備関連 船内へ十分な電力を供給することができる高圧陸電受電設備を有しなければならない。 (高圧とは 1kV を超える電圧を言う。)
3.1	1 海洋生態系破壊防止 バイオサイドフリーペイント関連 船舶に使用されている船底塗料には、バイオサイドの塗料以外が使用されていること。

項目	内容
3.2	1 海洋生態系破壊防止 バラスト水処理装置関連 以下の 2～3 項による。
	2 IMO 決議 MEPC.126(53)に適合するバラスト水処理装置を搭載しなければならない。バラスト水処理装置は、主管庁又は代行機関により発給された型式承認書を保持していなければならない。
	3 活性物質を使用するバラスト水処理装置にあっては、2 項に加え、IMO 決議 MEPC.126(53)に適合することを証明する IMO の発行する証明書を保持していなければならない。

表 3 提出物

項目	提出物
1.1	1 証書或いは適合証書
	2 機関区域から発生する油排出による汚染に関する防止対策を記載した手順書
	3 貨物区域から発生する油排出による汚染に関する防止対策を記載した手順書(タンカーのみ)
	4 図面等
	① ビルジ水貯蔵タンク、廃油タンクおよびスラッジタンクの容量および配管の配置 ② 貨物以外のオイルの積み込みと排出用接続点および付随するトリップトレイと排出システムの配置 ③ 油排出防止設備の性能 (貨物関連は ODM マニュアルで可、また、機関室ビルジについては、ビルジセパレーターのメーカー取扱い説明書にて可) ④ 燃料タンク、沈殿タンクおよび給油タンクのハイレベル・アラーム／オーバーフロー・システム ⑤ 貨物およびバラスト水タンクの配置(タンカーのみ) ⑥ カーゴタンクのオーバーフィル防止装置を含めた、貨物およびバラスト水配管システムの平面図(タンカーのみ) ⑦ タンカー・カーゴマニホールドおよび付随するドリップトレイと排出システムの配置 ⑧ ODM マニュアル ⑨ SOPEP ⑩ 緊急時支援システムへの会員証(NK 或いは他船級協会)
1.2	1 証書或いは適合証書
	2 以下の手順書 ① P&A マニュアル ② SMPEP

項目	提出物
1.3	1 証書或いは適合証書
	2 汚水処理プラントを搭載する場合には、MEPC 決議 MEPC2(VI)に該当する設備であることを証明する主管庁又は代行機関からの証明書
	3 汚水処理対策を記載した手順書
	4 図面等 ① 汚水処理と処分システムの詳細 ② 汚水貯蔵および／または処理システムの容量 ③ 汚水配管系統図 ④ 船員および乗客の最大人数
1.4	1 証書或いは適合証書
	2 廃物処理対策を記載した手順書(廃物管理計画書で可)
	3 船上焼却炉を設置する場合には、船上焼却処理に関する手順書
1.5	以下 1.5.1 から 1.5.3 に示す書類
1.5.1	1 国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)又は MARPOL 附属書 VI の NO _x 排出に関する要求事項への適合証書
	2 機関の型式、定格出力、用途及び NO _x 排出値を示す書類
	3 NO _x 後処理装置を搭載している場合、その詳細
	4 MARPOL 附属書 VI 16 規則に該当する焼却設備であることを示す主管庁又は代行機関からの証明書
1.5.2	1 燃料の購入時に、燃料油の硫黄分含有率を管理することを記載した手順書
	2 船舶の排ガス中の硫黄酸化物を低減する装置を搭載している場合、当該処理装置の詳細

項目	提出物
1.5.3	1 冷媒の喪失、漏れ、排出及び処分を管理するために実施すべき作業を記載した手順書
	2 図面等 ① 冷凍システムの配置 ② 冷凍システムの容量 ③ 使用する冷媒の詳細 ④ 固定式消火システムおよび持ち運び式消火器に使用される消火剤の詳細
1.6	1 適合証書
1.7	1 承認されたバラスト水管理計画書
1.8	1 証書
2.1	1 統合ビルジシステムを設置している場合、関連図面
	2 排出されるビルジの油含有量が 5ppm 未満である場合、それを実証する資料
2.2	1 燃料油タンク配置が当該ガイドライン要件 2.2 に適合する場合、その関連図面、及び書類
2.3	1 船尾管エアシール構造図面
2.4	1 グレイウォーターを処理する場合、その処理設備および排水水質の詳細
	2 グレイウォーターを再利用する場合は、水質及び陸上飲料水基準の詳細
2.5	1 N2 発生装置図面
2.6	1 NA
2.7	1 NO _x 総排出値が、当該船舶に対する NO _x 排出規制値の 80%を超えないことを証明する資料。
2.8	NA

項目	提出物
2.9	1 揮発性有機化合物排出制御装置を備える場合、MSC 決議 585 または USCG46CFR39 に適合することを示す主管庁又は代行機関からの証明書（MARPOL ANNEX VI 証書追補）
	2 装備されている場合、再液化システムの詳細
	3 揮発性有機化合物排出防止装置、或いは再液化システムの操作手引書
3.0	1 装備している場合、船舶停泊時の電力使用量及び高圧陸電受電設備の詳細
3.1	1 バイオサイドフリー塗装資料
3.2	1 バラスト水処理装置を搭載する場合には、バラスト水管理規制条約 D-2 規則に適合する装置であることを証明する主管又は代行機関からの証明書及び、当該装置が活性物質を使用するものである場合は、IMO から最終承認を受けたことを証明する証明書
	2 装備されている場合、バラスト水処理装置（使用する活性物質の種類を含む）の詳細



NIPPON KAIJI KYOKAI

*CERTIFICATE OF
ENVIRONMENTAL AWARENESS*

No. KC08XXXX

Name of ship	:	NK Maru
Class Number	:	012345
IMO Number	:	01234567
Flag	:	Singapore
Distinctive Number/Letters	:	23456 / ZA012
Gross Tonnage	:	60,000
Type of Ship	:	Bulk Carrier
Builder, Where Built	:	Nippon Ship Yard Co., Ltd. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

THIS IS TO CERTIFY that at the request of Messrs. NK Kisen Kaisha, Ltd., Japan, the Nippon Kaiji Kyokai did verify the equipment and procedures which are in place on board this vessel, in order to actively protect the environment, and the vessel is regarded as a ship with low environmental impact in compliance with the guideline for issuing "Certificate of Environmental Awareness".

*This Certificate is valid until XX YY 2013
Subject to compliance with Intermediate Verification.*

*Date of Issue: XX YY 2008
Place of Issue: Tokyo*

NIPPON KAIJI KYOKAI

(Name)

General Manager

Marine & Industrial Service Department

This Report is issued subject to the condition that it is understood and agreed that neither the Society nor any of its Committees is under any circumstances whatever to be held responsible for any inaccuracy in any report or certificate issued by this Society or its Surveyors or in any entry in the Record or other publication of the Society or for any error of judgment, default or negligence of its Officers, Surveyors or Agents.



NIPPON KAIJI KYOKAI

ENDORSEMENT FOR PERIODICAL VERIFICATION

THIS IS TO CERTIFY THAT, at the periodical verification, the vessel was found to comply with the guideline for issuing “Certificate of Environmental Awareness”:

Due range for Intermediate Verification: within 3 months before or after *XX YY, 2010 or 2011*.

Intermediate Verification

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place: _____

Date: _____

This Report is issued subject to the condition that it is understood and agreed that neither the Society nor any of its Committees is under any circumstances whatever to be held responsible for any inaccuracy in any report or certificate issued by this Society or its Surveyors or in any entry in the Record or other publication of the Society or for any error of judgment, default or negligence of its Officers, Surveyors or Agents.



NIPPON KAIJI KYOKAI

Attachment of Certificate of Environmental Awareness

Applied additional characters other than minimum requirements are defined in the table with blacken circle.

Additional Character(s)

Characters	Applied
• Protective Bilge Control	
• Fuel Oil Tanks in Protective Location	●
• Oil Preventive Stern Tube Sealing	
• Preventive Gray Water Discharge	
• N2 Generator (No Scrubber Water)	
• Prevention of Garbage Disposal	
• NOx Reduction	
• SOx Reduction	●
• VOCs Reduction	
• Shore Power Connection	
• Biocide Free Paint	
• Ballast Water Treatment System	●

This Report is issued subject to the condition that it is understood and agreed that neither the Society nor any of its Committees is under any circumstances whatever to be held responsible for any inaccuracy in any report or certificate issued by this Society or its Surveyors or in any entry in the Record or other publication of the Society or for any error of judgment, default or negligence of its Officers, Surveyors or Agents.

Appendix 3 Application

No.

Date:

TO: NIPPON KAIJI KYOKAI

APPLICATION FOR TECHNICAL SERVICE FOR ISSUING THE CERTIFICATE OF "ENVIRONMENTAL AWARENESS"

We acknowledge the provisions of "REGULATIONS FOR TECHNICAL SERVICES" of NIPPON KAIJI KYOKAI (NK) and request you to carry out technical service for issuing the certificate of "Environmental Awareness".

Name of *Ship /*Object: _____

Particulars:

(For Ship) Classification Number _____ Official Number: _____
Gross Tonnage: _____ Flag: _____
Port of Registry: _____ Type of Ship: _____
Name and Address of Owner: _____

Type of Services:

1. Issuing the certificate of "Environmental Awareness"
2. Additional Character(s) (the applicant ticks each applicable box optionally):
 - ☐ Protective Bilge Control (at least one of the followings is required to apply)
 - ☐ Integrated Bilge Water Treatment System
 - ☐ Oil content of bilge discharge below 5ppm
 - ☐ All bilge water transferred to shore
 - ☐ Fuel Oil Tank in Protective Location
 - ☐ Oil Preventive Stern Tube Sealing
 - ☐ Preventive Gray Water Discharge
 - ☐ NOx Reduction
 - ☐ SOx Reduction
 - ☐ VOCs Reduction
 - ☐ Shore Power Connection
 - ☐ Biocide Free Paint
 - ☐ Ballast Water Treatment System

Date and Place of Services:

From _____ to _____ at _____

Name of Agent _____

(Tel.: _____ Fax: _____)

We agree to pay all survey fees and expenses incurred as a result of the above-mention services regardless of whether the results of the services are acceptable or not.

Name of Company: _____

Address: _____

Tel.: _____ Fax: _____

Signature of Applicant: _____

If this form is unsuitable for the service desired, please use the application form prescribed separately